

番号法等（マイナンバー）の実施に慎重な対応を求める意見書

国民一人一人に番号を付け、税や社会保障などの個人情報を一元的に管理する番号法（マイナンバー）及び関連法案が可決成立した。

政府は、個人情報の漏えいや悪用を防ぐためには、第三者委員会による監視を予定している。しかし、現時点では実行性について不安を抱えている状況である。

この制度については、日本弁護士連合会など一部反対の意見が出ている。

同じ制度を導入している米国や韓国では、情報漏洩や「なりすまし」犯罪が多発し、制度の見直し検討をなされているようである。

このような課題を、十二分に検討、解決され、慎重な法の実施を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	新藤義孝様
厚生労働大臣	田村憲久様
内閣官房長官	菅義偉様